

## 別 紙

### 仕 様 書

#### 1 物品の名称及び規格

##### (1) 物品の名称

掛け布団カバー、シーツ、枕カバー、タオルケット、毛布、敷き布団カバー

##### (2) 物品の規格

いずれの物品もシングルサイズとする。

#### 2 収集及び納品場所

函館市五稜郭町15番 5号 北海道函館方面函館中央警察署

#### 3 クリーニングの処理基準

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年6月27日法律第164号）第57条の12第1項の規定に基づき、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターが定めたクリーニング業に関する標準営業約款及び同約款施行規則により行うこと。

#### 4 その他

(1) 受注者は、発注者の指定する場所で指定された数量を収集し、発注者の指定する期日までに納品すること。

(2) 収集及び納品は原則週2回とする。

(3) 発注者が必要と認めるときは、(2)の事項に関わらず収集を行うこと。

(4) クリーニング処理、収集及び納品に要する機材及び消耗品については、受注者の負担とする。

(5) クリーニング処理の際は、破損・汚損のないように処理すること。

(6) その他、処理に関して必要があるときは、発注者と受注者とが協議するものとする。